

沿岸広域振興局長告示第105号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成28年10月14日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

位 置	延長（メートル）	幅員（メートル）	指定年月日
区画街路 KC区16-3	113.96	16	平成28年9月28日
区画街路 KC区8-1	258.46	8	〃
区画街路 KC区6-5	35.92	6	〃
区画街路 KC区6-8	40.00	6	〃
歩行者専用道路 KC歩4-1	21.47	4	〃
歩行者専用道路 KC歩4-2	166.71	4	〃
歩行者専用道路 KC歩4-3	37.44	4	〃
区画街路 KD区6-5	38.00	6	〃
区画街路 KD区6-6	103.70	6	〃

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター及び陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。